

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在するC会社の構内下請事業場である会社Dに雇用され、足場工として従事していたところ、平成〇年〇月〇日、足場から転落し、受傷した。

請求人は、同日、E病院に受診し「出血性ショックほか」と診断され、その後、F病院、G病院等に転医し「右大腿骨転子部骨幹部骨折ほか」の傷病名により、加療を続けた。請求人は、平成〇年〇月〇日からH歯科に受診し、欠損した歯牙の治療を続け、3回にわたりインプラント対埋入術を受けた。

請求人は、請求人のインプラント治療に係る療養について、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人のインプラント治療に係る療養は療養補償給付の対象とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人のインプラント治療に係る療養を療養補償給付の対象とは認められないとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、業務上の災害により受傷し、欠損した歯牙の治療として行ったインプラント治療に要した費用の請求をしているものであるが、本件において、同費用が療養補償給付の対象となるか否かを検討すると、以下のとおりである。

労災保険法第22条において準用する同法第13条の規定によると、療養補償給付は、医療機関等による療養の給付（現物給付）を原則とし、療養の給付を支給することが困難な場合等には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。また、療養の給付の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等であって、政府が必要と認めるものに限るとされており、「政府が必要と認めるもの」とは、一般的には、当該傷病の療養上相当と認められ、治療効果が一般に認められ、かつ、治療内容が適正なものをいうと解されている。そして、その療養の給付の具体的内容及びその診療費の算定基準については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長通達（昭和51年1月31日付け基発第72号）によって労災診療費算定基準（以下「算定基準」という。）が定められている。この算定基準は、公的保険である労災保険の診療制度を公正に運営していくために診療費の算定基準として社会的に妥当性があり、かつ、斉一性が確保されるものとして定められたものであり、当審査会においても、十分に合理性が認められるものであると判断する。

そして、算定基準によれば、インプラント治療については、別に厚生労働大臣

が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り、保険診療の対象になるとされているところ、請求人の歯のインプラント治療は、同施設基準を満たしていない医療機関において行われたものであり、当審査会としても、決定書第2の2の(2)のエに説示するとおり、療養補償給付の対象とはならないと判断せざるを得ない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。